

Weekly Report

第697号
令和5年5月15日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

iDeCo(イデコ)の税制優遇と注意点

iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者は年々増加しており、本年3月末時点で約290万人(前年比21.4%増)となっています。

◆掛金拠出・運用・受給時の3つの税制優遇

iDeCoは、加入者が掛金を拠出して運用を行い、公的年金(国民年金や厚生年金)に上乘せして給付を受けることができる私的年金制度です。

昨年の制度改正により加入可能年齢が拡大し、基本的に20歳以上65歳未満の公的年金の被保険者が加入できるようになったほか、企業型確定拠出年金の加入者もiDeCoに加入しやすくなりました。

iDeCoに加入する場合は、取扱金融機関(運営管理機関)を選び、自ら運用商品を決めて運用することになりますが、掛金の拠出時や運用時、受給時に次のような税制の優遇措置を受けられます。

◎掛金の拠出時……加入者によって掛金の拠出限度額は異なりますが、全額が所得控除の対象です。

◎運用時……運用益は非課税で再投資されます。

◎受給時……受給年齢(60歳以降)に到達し、年金で受給する場合は公的年金等控除、一時金で受給する場合は退職所得控除を受けることができます。

◆原則60歳になるまで資産の引き出しは不可

iDeCoは、上記のような税制優遇を受けられますが原則として60歳にならないと年金資産(拠出した掛金と運用益)を引き出すことができません。

また、60歳から年金資産を受給するには、60歳時点でiDeCoに加入していた期間等(確定拠出年金の通算加入者等期間)が10年以上であることが必要となり、10年に満たない場合には受給できる年齢が繰下げられます。

早期の遺産分割を促す新たなルール

相続発生後に遺産分割がされずに長期間放置されるケースを解消するため、本年4月に施行された民法改正により、相続開始から10年経過後に行う遺産分割は、原則として特別受益(生前贈与など)や寄与分(療養看護など)を考慮した具体的相続分ではなく、法定相続分又は遺言による指定相続分によって画一的に行うこととされました。

これは施行前に開始した相続にも適用されますが、施行時点で既に相続開始から5年を超える期間が経過している場合は、5年間の猶予期間(令和10年3月まで)があります。

なお、10年経過後でも相続人全員が合意をすれば、具体的相続分による遺産分割は可能です。

4月1日時点の所有者に課される自動車税

毎年4月1日時点で自動車を所有している方には、自動車税種別割(軽自動車などの場合は軽自動車税種別割)の納税通知書が届きます(5月末が納期限)。これは4月1日時点の所有者の方に1年分が課される税金となります。

なお、自動車税種別割は年度の途中で新規登録又は抹消登録(廃車)した場合、月割により課税又は還付されますが、軽自動車税種別割には月割制度はないため、4月2日以降に軽自動車などを取得した場合、その年度分は課税されません。